令和８年１１月２６日

呉市長　新　原　　芳　明　様

呉市特別職報酬等審議会
会長　川　畑　　勝　之

特別職職員報酬等の額について（答申）

令和８年６月１２日付呉総人第６３３号により本審議会に諮問のありました市議会議員の報酬の額，広報委員会及び政策研究会の正副委員長の報酬の額，市長，副市長及び教育長の給料の額並びにこれらの改定時期について，本審議会は，慎重に審議を重ねてまいりましたが，その結果について，次のとおり答申します。

はじめに

本審議会は，令和８年６月１２日付け呉総人第６３３号による諮問を受け，全５回にわたり審議会を開催し，呉市の財政状況や厳しい社会経済情勢，市民感覚及び公務員一般職の給与改定動向，さらには全国の人口２５万人以下の類似都市，中核市及び県内各市との比較等，多角的な視点から客観的かつ公正な立場から慎重に審議を行った。

審議の過程においては，主として次の３つの論点について委員間で活発な議論が交わされた。

１　市議会議員報酬の引上げ

市民生活の厳しさや市民感情から現行額の維持（据置き）を求める意見が出された一方で，物価上昇や一般職の職員の改定動向等，さらには若い世代をはじめとする将来の議員のなり手確保の観点から，引上げを求める意見が出された。

２　市議会議員報酬の具体の引上げ率

一般職の職員の給料改定率を参考とした「３％引上げ案」，一般職の職員の地域手当支給率を参考とした「４％引上げ案」，議会要望額の約半額を参考とした「５％引上げ案」，経団連集計の大企業賃上げ率を参考とした「６％引上げ案」，並びに諮問における議会要望額を参考とした「９％引上げ案」という５つの改定率（3%，4%，5%，6%，9%）の選択肢が提示され，特に段階的改定にとどめるべきとする「３％引上げ案」と，地域手当支給率との均衡を図る「４％引上げ案」を中心に意見が分かれた。

３　市長，副市長及び教育長の給料の引上げ

他都市比較における給料水準や厳しい市民感情を踏まえ据置きを適当とする意見が多数を占めた一方で，市長等の職責や執務負担，民間賃上げ動向等を踏まえ引上げを求める意見が出され，意見が分かれた。

本審議会としては，これらの賛否が分かれた論点について慎重な協議及び検討を重ね，審議会の総意として「第１　主たる答申」をまとめた。

第１　主たる答申

１　呉市議会の正副議長，常任委員会の正副委員長及び議員の各報酬の額

呉市議会の議長，副議長，常任委員会の委員長及び副委員長並びに議員の報酬の額については，現行の議員報酬の額の４％に相当する額を引き上げることが適当である。

議長　　：現行 月額 660,000 円 → 改定後 月額 682,000 円（＋22,000 円）
副議長　　：現行 月額 600,000 円 → 改定後 月額 622,000 円（＋22,000 円）
常任委員会委員長　：現行 月額 560,000 円 → 改定後 月額 582,000 円（＋22,000 円）
常任委員会副委員長：現行 月額 555,000 円 → 改定後 月額 577,000 円（＋22,000 円）
議員　　：現行 月額 550,000 円 → 改定後 月額 572,000 円（＋22,000 円）

２　広報委員会及び政策研究会の正副委員長の報酬の額

広報委員会及び政策研究会の正副委員長の報酬の額については，役職加算を新設し，常任委員会等の正副委員長と同額の報酬の額とすることが適当である。

委員長　：現行 役職加算なし → 改定後 月額 10,000 円を加算
副委員長：現行 役職加算なし → 改定後 月額　5,000 円を加算

３　市長，副市長及び教育長の給料の額

市長，副市長及び教育長の給料の額については，いずれも現行額に据え置くことが適当である。

市長　：月額 1,034,000 円（据置）
副市長：月額　860,000 円（据置）
教育長：月額　740,000 円（据置）

４　報酬又は給料の額の改定の実施時期

上記１及び２における改定の実施時期については，令和９年５月（次期呉市議会議員選挙の改選後）とすることが適当である。

第２　答申の理由

１　呉市議会の正副議長，常任委員会の正副委員長及び議員の各報酬の額の改定理由

(1) 引上げの決定

近年における急激な物価高騰や生活コストの上昇は，市民生活のみならず市議会議員の活動及び生活環境にも大きな影響を及ぼしている。

また，市議会における政策立案機能の強化や市民に対する説明責任の増大に伴い，議会及び議員の果たすべき職責はますます増大している。若い世代をはじめとする多様な人材が議会へ参入しやすい環境を整備し，将来を担う若い世代の議員のなり手を確保する観点からも，報酬額の引上げを行うことが適当であると判断した。

(2) 引上げ率の決定

引上げ率の決定に当たっては，令和８年度人事院勧告における一般職の職員の給料改定率

を参考とした「３％引上げ案」と，一般職の職員の地域手当支給率を参考とした「４％引上げ案」という２つの具体的な改定案を中心に比較検討を行った。

審議においては，急激な増額を抑え段階的な改定にとどめるべきとする視点も提示されたものの，呉市における一般職の職員の地域手当支給割合（４％）との均衡，さらには全国の中核市における報酬水準との比較を総合的に勘案した結果，２つの案のうち４％の引上げを行うことが適当であると判断した。

２　広報委員会及び政策研究会の正副委員長の報酬の額の加算新設の理由

広報委員会及び政策研究会は，議会だより等の広報活動並びに重要な政策課題に関する調査研究及び広聴活動を担っており，議会改革の進展に伴いその重要性と業務負担が増加している。

これらの委員会の正副委員長が果たす役割と重責は常任委員会等の正副委員長と同等であると認められることから，役職に応じた相応の処遇を行うため，常任委員会と同額の加算額を導入することが適当であると判断した。

３　市長，副市長及び教育長の給料の額の据置理由

市長，副市長及び教育長の給料の額については，全国の中核市における給料水準と比較した際，現行の給料額が一定の適当な水準を維持していると認められる。

また，物価高騰など厳しい社会経済情勢下における市民感情などを総合的に考慮し，現時点においては給料額を引き上げず，現行額を維持することが適当であると判断した。

第３　附帯意見

本審議会において，議員報酬の額が長期間にわたり改定されなかった背景には，審議会が長期間にわたり開催されなかったことが考えられる。このように，長期間開催されなかったことは，社会経済情勢や物価水準と，報酬等との間に乖離を生じさせる要因となる。

したがって，今後は，経済情勢や物価の急激な変動に対応するため，呉市議会の議員の各報酬の額並びに市長，副市長及び教育長の給料の額については，定期的に本審議会に諮問し，改定の必要性について検討することが望ましい。

第４　審議の過程における意見

本審議会における審議の過程においては，主たる答申に至るまでに，引上げの可否及び引上げ率を中心に活発な議論が交わされており，本審議会において出された主な意見は以下のとおりである。

１　呉市議会議員報酬の引上げを慎重とする意見

・物価高騰や実質賃金の伸び悩みにより厳しい生活状況にある市民感情を考慮すべきであり，３０年前の改定以降据え置かれてきた経緯があるとしても，現時点での報酬の引上げは市民の理解を得ることが困難であるとする意見

・市民の平均所得水準との比較において，現行の議員報酬水準は十分に確保されており，市民の税金であり，さらなる引上げを行う必要性は乏しいとする意見

・地方議員等の職務は公選職としての奉仕的側面やボランティア精神が求められるものであり，また，報酬増額は，活動の効率化や定数見直し等により対応すべきであるとする意見

2　呉市議会議員報酬の引上げ率に関する意見

・議員報酬引上げの検討において示された２つの改定案（「３％引上げ案」・「４％引上げ案」）のうち，他都市と比較して低いものではないものの，景気上昇も踏まえることや，増額による市民感情も考慮し，まずは一般職の職員の給料改定率と同等の３％程度に抑えた改定にとどめるほうがよいとする意見

・近年の物価高騰や一般職の職員の給料改定を踏まえ，諮問に当たり議会から要望のあった議員５万円（９％）の引上げを行うべきであるとする意見

3　市長，副市長及び教育長の給料の引上げを容認する意見

・市政運営全般に対する最終責任及び執務の負担を考慮した際，一般職の職員の給料の改定動向や他都市との均衡を踏まえ，特別職に関しても相応の給料の引上げを行うことが責任に見合う処遇であるとする意見

・呉市の地勢（広大な市域，長い海岸線，島しょ部等）や多様な地域課題（災害対応，水産・農林業等）に対応する市長等の職責及び執務負担に鑑み，全国の中核市全体と比較した給料水準はほぼ平均に位置しており，近年の物価高騰や一般職の職員の給料改定を踏まえ，諮問に当たり議会から要望のあった内容に相当する引上げ（議員５万円引上げに相当する率として９％の引上げ）を行うべきであるとする意見

・民間企業における近年の連続した賃上げ動向を踏まえ，呉市の持続的な発展及び優秀な人材確保を図る観点からも，市長等についても給料の引上げを実施すべきであるとする意見

・過去に実施された独自減額の取組は，財政状況や経済情勢の悪化に応じて自らの判断で機動的に引き下げることができることを示すものであり，現在は過去の独自減額を実施したような状況にはなく，今こそ給料の引上げを行うべきであるとする意見

呉市特別職報酬等審議会

会長	川畑　勝之
副会長	岩田　千賀子
委員	上田　晴保
委員	大村　泰
委員	川崎　明美
委員	清田　清美
委員	土居　尚子
委員	中本　克州
委員	平岡　達也
委員	若本　祐昭